

長原駅前地区土地区画整理事業の施行に伴う自転車歩行者専用道路・広場の 整備工事及び維持管理並びに財産の帰属に関する協定書（案）

（趣旨）

第1条 本協定は、大阪市（以下「甲」という。）が施行する長原駅前地区土地区画整理事業区域内において整備する自転車歩行者専用道路・広場（以下「公共施設」という。別図のとおり。）について、落札者（以下「乙」という。）と整備工事及び維持管理並びに財産の帰属について定めることとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本市仕様」とは、公共施設整備において、アスファルト舗装による仕様をいう。
- (2) 「グレードアップ仕様」とは、本市仕様以外で、乙が提案する公共施設の美装化整備（カラー舗装、ブロック舗装など）による仕様をいう。
- (3) 「本市設計図書」とは、本市仕様により甲が作成する設計図書をいう。
- (4) 「グレードアップ設計図書」とは、グレードアップ仕様により乙が作成し、甲に協議して承認を得た設計図書をいう。
- (5) 「実工事費」とは、乙が公共施設の工事に要した費用（諸経費、消費税及び地方消費税を含む）をいう。

（公共施設の仕様）

第3条 整備する公共施設の仕様は、本市仕様によるほか、グレードアップ仕様の提案をすることができる。ただし、照明灯は、本市設計図書によるものとする。

- 2 グレードアップ仕様で使用する材料は、広く一般に流通しているもので、色調は周辺の本市使用材料と調和がとれているものとする。
- 3 乙が占有物件（埋設物、看板等）を設置する場合は、甲に協議の上、甲の承認を得なければならない。

（整備工事及び維持管理）

第4条 公共施設の整備工事及び維持管理は、グレードアップ仕様の有無に関わらず、乙が行うものとする。

（整備工事の内容及び費用負担）

第5条 前条に定める公共施設の整備工事を本市設計図書に基づき実施する場合の工事費用は、実工事費を甲が負担する。ただし、甲の負担額は、本市設計図書により甲が算定した額を上限とする。

- 2 公共施設の整備工事をグレードアップ設計図書に基づき実施する場合の工事費用は、甲が公共施設全体の工事費用及びグレードアップ仕様に要する費用を算定し、全体工事

費のうちグレードアップ仕様部分が占める割合を定め、乙が工事に要した実工事費にグレードアップ仕様部分が占める割合を除いた割合を乗じることにより甲の負担額を決定する。ただし、甲の負担額は、本市設計図書により甲が算定した額を上限とする。

- 3 第1項または第2項に定める事項が確定したときは、すみやかに甲と乙の間で施工内容及び費用負担等に関する契約を締結するものとする。

(維持管理の内容及び費用負担)

第6条 公共施設は、24時間365日開放を原則とし、第4条に定める維持管理の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 日常の清掃（ゴミ拾いや除草など）
 - (2) 日常の巡回警備（無断駐輪・駐車等の不正使用に対する指導及び甲への連絡、破損等の報告）
 - (3) 公共施設の修繕及び復旧
 - (4) 乙が整備する建築物の入居者又は利用者からの前3号の維持管理に関する要望等への対応
- 2 前項第1号から第4号の維持管理に要する費用は、乙の負担とする。ただし、公共施設の整備を本市設計図書により行った場合、前項第3号に定める公共施設の修繕及び復旧に要する費用は、甲の負担とし、甲の負担額は、甲が算定した額を上限とする。
 - 3 甲乙以外の第三者が公共施設の損傷又は掘削を行い、復旧工事を行う必要が生じた場合の費用負担は、第三者が負うものとする。ただし、原因者が不明の場合の費用負担は、前項の公共施設の修繕及び復旧の取扱いに準じるものとする。
 - 4 甲は、公共施設を収益事業で使用する場合、乙に事前に協議するものとする。

(維持管理の指示)

第7条 甲が前条第1項第1号から第4号に関して、乙の維持管理が適切に行われていないと判断した場合、甲は、乙に対して維持管理に関する指示をすることができる。この場合、乙は、当該指示に従い維持管理を行わなければならないものとする。

(工事手続等)

第8条 乙は、第4条及び第5条による工事を行う場合は、大阪市工事請負共通仕様書によるものとする。

- 2 乙は、第6条第1項第3号による工事を行う場合は、事前に甲に協議の上、甲の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、甲に連絡し、その指示を仰いだ上、必要な措置を取ることができる。

(引渡し及び財産の帰属)

第9条 乙は、公共施設の整備工事を完成したときは、甲に工事完成通知書及び必要書類（工事記録写真、出来形管理資料及び工事報告書等）を提出して、工事完成検査を受ける

ものとする。

- 2 公共施設の引渡しは、工事完成検査に合格した日をもって、乙が甲に引渡し書を提出して行うものとする。
- 3 整備した公共施設にかかる全ての財産は、甲に帰属するものとする。

(現状復旧)

第 10 条 乙は、やむを得ない事情（甲が承認したものに限る。）により、本協定に定める維持管理を行うことができなくなった場合は、グレードアップ仕様により整備を行った範囲について、甲が指示する仕様に変更しなければならない。ただし、甲に協議の上、甲が承認した場合は、現状有姿とすることができる。

(維持管理の委託及び承継)

- 第 11 条 乙は、第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号に定める維持管理を乙の監督のもとに第三者に行わせることができるものとする。
- 2 乙は、前項に基づき第三者に維持管理を委託する場合は、事前に甲に承認を得なければならない。
 - 3 乙は、a 用地の所有権を譲渡する場合は、甲と事前に協議の上、譲渡の時までに、譲受人に本協定を書面により承継させなければならない。

(解除)

第 12 条 平野区長吉長原東 2 丁目 442 番 7 外の土地にかかる売買契約書第 13 条に基づき当該契約が解除された場合、本協定も解除するものとする。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙別途協議して定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大阪市
大阪市長 松井 一郎

乙 落札者